# 感染症・食中毒の予防・蔓延防止に関する指針

１．感染症・食中毒の予防と蔓延防止の基本的な考え方

介護福祉施設は、感染症などに対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場所であり、高齢者が多数生活する環境は、感染症が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。

このような前提にたって当施設では、感染症・食虫毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防・感染症発生時には迅速で適切な対応に努める必要がある。

施設の感染症・食中毒の発生、蔓延防止に取り組むにあたっての基本的理念を理解し、施設全体でこのことに取り組む。

２．感染症・食中毒予防・蔓延防止の基本方針

(１)感染症および食中毒の予防蔓延防止の体制

感染症および食中毒の予防および蔓延防止の為に担当者を決め、委員会を設置するなど施設全体で取り組んでいく。

(２)平常時の対応

①施設内の衛生管理

当施設では、感染症および蔓延防止の為、施設内の衛生保持に努める。

また手洗い場、汚物処理室の整備に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

②介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い・うがいを徹底し、必要に応じマスクを着用します。また血液・体液・排泄物などを扱う場合では細心の注意を払い、適切な方法で対応する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見する為に、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

③外来者への衛生管理の周知徹底を図り蔓延防止を図る。

(3)発生時の対応
万一、感染症および食中毒が発生した場合は「厚生労働省が定める感染症または食中毒が疑われる際の対応手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を取る。

①「発生状況の把握」
②「蔓延防止のための措置」
③「有症者への対応」
④「関係機関との連携」
⑤「行政への報告」

施設長は、次のような場合には迅速に市区町村などの主管部局に報告するとともに所轄の保健所への報告を行い、発生時対応などの指示を仰ぐ。
※報告書式は都道府県、市区町村の指定様式とする。

<報告が必要な場合>
ア．同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が１週間以内に２名以上発生した場合。
イ．同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらが疑われる者が 10 名以上または全利用者の半数以上発生した場合。
ウ．アおよびイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

※イについては同一の感染症などによる患者などが、ある時点において、10 名以上または全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者などが発生してからの累積の人数ではないことに注意

３．感染症・食中毒蔓延防止に関する体制

(１)感染症対策委員会の設置
①設置目的
感染症および食中毒の予防および蔓延の防止の為の対策を検討する為、感染症対策委員会を設置します。

②感染症対策委員会の構成員
ア）　介護職員
イ）　看護職員
ウ）　生活相談員または介護支援専門員
エ）　その他１名以上

③感染症策委員会の開催
委員会はおおむね２ヶ月に１回以上、定期的に開催します。
その他必要な都度開催します。

④感染症対策委員会の主な役割
ア）感染症予防対策および発生時の対応と立案
イ）各指針・各マニュアルなどの作成
各感染症予防マニュアル、各感染症対応マニュアル、
食品取り扱いマニュアル、食中毒予防マニュアルなど
ウ）発生時における施設内連携体制および行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
エ）利用者、職員の健康状態の把握と対応策
オ）新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
カ）委託業者(調理)への感染症および食中毒蔓延防止の為の指針の周知
キ）感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施(年２回以上)
ク）各部署での感染症対策実施状況の把握と振返り

４．感染症・食中毒蔓延防止における各職種の役割
施設内において、感染症・食中毒の予防、蔓延防止のためのチームケアを行ううえで、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす。

○施設長
１)感染症・食中毒の予防、蔓延防止体制の総括責任
２)感染症発生時の行政報告

○副施設長
１)上記における施設長補佐

○総括主任
１)看護職員、その他の部署と連携を図り予防、蔓延防止対策を強化
２)感染症発生時における対策本部の設置（本部長を担う)、蔓延防止のための対応と指示
３)経過記録等の整備
４)各職種別教育、ケアの手順の教育と周知徹底

○感染症対策委員長
１)医師、協力病院との連携を図る
２)ケアの手順の教育と周知徹底
３)衛生管理、安全管理の指導
４)予防対策への啓発活動
５)早期発見、予防の取り組み
６)経過記録の整備

○生活相談員・介護支援専門員
１)緊急時連絡の整備(家族)
２)緊急連絡への整備（保健所各関係機関など）

○管理栄養士
１)食品管理、衛生管理の指導
２)食中毒予防の教育、指導の徹底
３)医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
４)経過記録の整備

○介護職員
１)各マニュアルに沿ったケアの確立
２)他部署との連携
３)利用者の状態の把握
４)衛生管理の徹底
５)経過記録の整備

５．感染症・食中毒蔓延防止に関する職員教育

介護に携わるすべての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行う。

①手洗い研修(年 2 回以上)の実施

②新任者に対する感染症対策研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施（嘔吐処理研修など）

６．感染症・食中毒蔓延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設内に掲示しいつでも自由に閲覧することができる。

相模原すみれ園

H30.4 改定

R7.8 改定